

令和6年4月20日に発生した魚町火災により被害を受けられた皆様方へ

福岡県

令和6年4月20日に発生した北九州市小倉北区魚町の火災により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

福岡県では、被災者の皆様方に対して県税に関する次のような救済措置を講じて参りますので、お気軽に県税事務所へ御相談ください。

1 減免

① 個人事業税

事業所得金額（事業専従者（給与）控除後の金額）が1,000万円以下で、事業用資産や住宅又は家財の損害金額（保険金等で補てんされた金額は除きます。）が被害直前の価額の100分の50以上となったときは、次の表のとおり個人事業税が軽減されます。

なお、判定基準は令和5年分事業所得金額で、令和6年度の課税分が対象となります。

事業所得金額 （事業専従者（給与）控除後の金額）	年税額に対する減免割合
500万円以下	100分の100
500万円超 750万円以下	100分の50
750万円超1,000万円以下	100分の25

② 自動車税（種別割）

災害により、自動車が滅失、解体した場合または相当の被害を受けた場合は、次の表の減免割合を限度として、自動車税（種別割）が軽減されます。

減免事由	保険金等の補てんの有無	被害割合	年税額に対する減免割合
滅失または解体した場合	無	—	100分の50
	有	100分の30以上	100分の25
		100分の50以上	100分の50
相当の被害を受けた場合	—	100分の30以上	100分の25
		100分の50以上	100分の50

※ 被害割合とは、被害価格（保険金等による補てんの金額を除きます。）と被災した自動車の損害直前の価格との割合です。

③ 不動産取得税

家屋の取得後、その家屋を使用することなく災害により被害を受けた場合や災害により被害を受けた家屋に代わるものとして被害の日から3年以内に家屋を取得した場合は、被害の程度に応じて不動産取得税が減免されます（保険金等による補てんの金額を除きます）。

2 申告等の期限の延長

災害によって県税についての申告、納税等が期限までにできない場合は、災害のやんだ日から2月以内の範囲でその期限が延長されます。

なお、延長の手続は、県税事務所長に期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。

3 徴収猶予

災害によって県税を納めることが困難と認められる事実が発生した場合、申請に基づき被害の程度に応じて、1年以内の期間について徴収の猶予が認められます。

4 その他

上記のほかに救済措置を受けられる場合もありますので、詳細については、次の県税事務所へお問い合わせ下さい。

また、個人県民税については市町村民税と一緒に市町村が取り扱っていますので、減免や期限の延長等については、市町村民税と同様の取扱いになります。

北九州東県税事務所	093-592-3511
北九州西県税事務所	093-662-9310
行橋県税事務所	0930-23-2216
県庁税務課	092-643-3063